

「学校現場において法教育を充実・発展させるための方策について ―具体的な授業例を踏まえて―」

## 1 はじめに

学校現場において法教育を充実・発展させるためには、教育活動全体を通して法教育を行うことが不可欠である。その核になるのが、中学校では社会科の授業である。社会科では公民的分野において、すでに様々な法教育の実践が積み重ねられている。それに比べ、歴史的分野を法教育の視点から捉え直す試みは、十分にはなされてこなかった。

歴史的分野においても法の歴史の学習という方法で法教育は可能であり、大きな意義がある。本論文では、その根拠を述べた上で授業例を示す。

## 2 法の歴史を学習する意義

歴史的分野で法の歴史を学習する意義は、4つある。3つが法教育における意義であり、1つが歴史教育における意義である。

第一に、法が整備される歴史的経緯を学ぶことで、法の基本的な価値を知るという意義がある。各時代につくられた法には、その時代の特色や時代の要請が反映される。法によって権利が保障され、その時代における正義が実現する歴史を学ぶことは、法の基本的な価値の理解につながる。

第二に、歴史的側面から法の意義を理解することができる。法の歴史の学習を通して、人類の歴史が法の発展と共にあることを理解し、法が生活とは切り離せない身近なものであると認識できる。その認識は、人類が長い歴史の中で生み出してきた法を守ろうとする意欲や、法に基づく社会の発展に貢献しようとする意欲の向上につながる。

第三に、法教育の機会が拡大する意義がある。従来から公民的分野で法の歴史を扱うことはあった。内容は、権利の章典や独立宣言、合衆国憲法、人権宣言、大日本帝国憲法などである。主に近代の立憲政治に関わる内容であるが、授業で扱う時数は一般的に2時間程度と短い。しかし、歴史的分野で法の歴史を時代ごとに学習することで、法に関する学習の機会は大幅に増加する。すなわち、従来の公民的分野での学習に加え、歴史的分野で法の歴史を学習することで、質に加えて量の面からも法教育が一層充実すると考える。

第四に、法の歴史の学習は歴史教育の充実にもつながる意義がある。法に

は時代の特色が反映されるので、法の歴史の学習は、各時代の特色のよりの確な理解につながる。この意義は、法教育の充実にも関わる。なぜなら、歴史教育の面からも法教育が重要であることが明らかになれば、積極的に歴史的分野で法の歴史の学習を行う教師が増える可能性が高いためである。

歴史的分野で法の歴史を学習することには、以上のような意義がある。次項では具体的な授業例を示す。その際、中学校学習指導要領（以下、「要領」という。）との関連を明示するように配慮した。なぜなら、要領の趣旨を踏まえることで、授業例を年間指導計画に組み込みやすくなる上、教師の自己満足に終わらずに、生徒に必要な力を的確に育む授業になるためである。

### 3 具体的な授業例

#### （1）古代の律令から国家の仕組みがどのように整ったのかを考える学習

第1学年の歴史的分野で、「律令によって国家の仕組みがどのように整えられたのかを考える」を目標に授業を行う。内容及び方法については、律令の内容を学習した後、明文化された法がつくられた意義をグループで考えさせる。全体で意見を交流した後で、国家の仕組みが整い、政治が安定したという律令の意義を個人でまとめさせる。この学習を通し、「人の支配」から「法の支配」への最初の一步が、律令という法の明文化にあると理解させる。

この授業は、要領の大項目（2）の中項目イにおける「律令国家の確立に至るまでの過程」を通し、「大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ」たことを理解させるという趣旨と合致する。

#### （2）鎌倉時代の御成敗式目から武家政治の特色を考える学習

第1学年の歴史的分野で、「日本最初の武家法の内容から武家政治の特色について考える」を目標に授業を行う。内容及び方法については、まず日本初の武士のための成文法である御成敗式目について、制定時期や制定者を確認する。その上で、守護の行動を制限する事項がある理由や、恩賞としての土地の権利が強く保障されている理由、条文で源頼朝が定めたことを重視している理由について考えさせる。最後に御成敗式目の制定によって貴族とは異なる武士の慣習を明文化してトラブルを防ぐと共に、将軍や幕府の権威が高まったという御成敗式目の意義を、個人でノートにまとめさせる。

この学習を通して、武士中心の社会への変化によって、従来の律令に加え

て武家法が整備されたという理解ができる。それは、社会の変化に伴い、新たな法基準が生まれることの理解につながる。

要領では、大項目（3）の中項目アの「内容の取扱い」に「武家政治の特色」を、「主従の結び付き」など、「それ以前の時代との違いに着目して考えさせる」とある。御成敗式目を教材にすることにより、主従関係の基本である「御恩と奉公」の関係が法の整備によって補強されたことを理解できる。

### （3）中世の勘合貿易を通して外国とのルールについて考える学習

第1学年の歴史的分野で、「勘合貿易を通して外国とのルールについて考える」という目標で授業を行う。内容及び方法については、倭寇に苦しめられた状況を学習した上で、日明貿易で用いられた勘合について学習する。そして、足利義満、明の皇帝、商人、倭寇の4つの立場でロールプレイを行う。それにより、勘合貿易は倭寇にとっては困るが、日明両国と商人にとっては有意義だったことを理解させる。その後、朝鮮の倭寇対策について調べた上で、国同士のルールづくりにおけるポイントを個人で考えさせる。

この授業に関わり、要領の大項目（3）の中項目アの「内容の取扱い」では「東アジアの国際関係」において「日明貿易」が例示されている。この授業例でも、勘合を中心とした日明貿易について、倭寇の活動という東アジアにおける国際的な時代背景を通して学習するように配慮した。

### （4）分国法を通して戦国大名の特色を考える学習

第1学年の歴史的分野の学習で行う。目標は、「分国法を通して自らの実力で領国を支配した戦国大名の特色を考える」である。内容及び方法については、武田信玄が制定した「甲州法度之次第」の内容の読み取りをさせ、私闘を禁じて大名が司法権をもつことを明示したことなどを理解させる。その上で、分国法の制定に必要な条件を考えさせ、戦国大名が一国全体の支配権をもち、軍事力だけではなく司法権や立法権を有したことを理解させる。最後に、戦国大名の支配の特色について個人でノートにまとめさせる。

この授業に関わり、要領では大項目（4）の中項目アの「戦国の動乱」について、解説に「戦国大名が各地に割拠し、自らの力で領国を支配して分国法を定めた」ことなどに気付かせるとある。したがって、分国法を通して戦国時代の特色を理解させることは要領が求める学習内容と合致する。

#### **(5) 武家諸法度の内容の変化を通して近世の特色を考える学習**

第2学年の歴史的分野の学習で行う。目標は、「武家諸法度の内容の変化を通して、戦乱のない時期の政治方針の変化について考える」ことである。内容及び方法については、1615年に徳川秀忠が出した武家諸法度（元和令）と1683年に徳川綱吉が出した武家諸法度（天和令）を比較させ、武士に求めるべきことが「文武弓馬の道」から「文武忠孝を励まし」へ変化したことに気付かせる。その上で、文言が変化した理由をグループで考えさせる。そして、戦乱のない平和な時期が続いたことで、武芸よりも朱子学を中心とした学問が重視されるように変化したことを理解させる。つまり、武断政治から文治政治への転換を、武家諸法度という法令を通して理解させる。最後に、武家諸法度の変化を踏まえながら徳川綱吉の政治の特色を、80～100字でノートにまとめさせる。

この授業に関わり、要領では大項目（4）の中項目イの「内容の取扱い」に「江戸幕府の政治の特色」については、その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたこと」に着目させるという記述がある。戦乱のない平和な時代の下で、幕府が求める武士像が変化したことを武家諸法度から理解できる。

#### **(6) 独立宣言と人権宣言から市民革命の意義を考える学習**

第2学年の歴史的分野で、「独立宣言や人権宣言から、自由や平等の権利が保障されるようになった意義を考える」を目標に授業を行う。内容及び方法については、フランス革命の流れを学習した後に、アメリカ独立宣言と人権宣言に共通する文言を個人で探させ、「自由」「平等」「権利」などの語句が共通することに気付かせる。さらに、自由権や平等権が法律で明文化された意義をグループで考えた上で、市民革命の歴史的意義をノートにまとめる。

この授業に関わり、要領の大項目（5）の中項目アの「近代社会の成立」の例として、解説にフランス革命が示されている。フランス革命の一つの到達点である人権宣言の意義を学習することは、要領の趣旨に合致する。

#### **(7) 明治政府の法整備から近代国家の特色を考える学習**

第2学年の歴史的分野の学習で、「明治政府の法整備から近代国家の特色を考える」ことを目標に行う。内容及び方法については、まず地租改正・解放令・学制・徴兵令に関する各法令の条文に書かれていることを理解する。

その上で、それぞれの法令のねらいについてグループごとに考えさせる。そして、それぞれの法令の趣旨を根拠にしながら、明治政府の目指した国家像を総合的に判断して発表させる。最後に学習内容をノートにまとめ、明治政府は近代国家の下で国民を1つにまとめようとしたことを理解させる。

この授業に関わり、要領の大項目（5）の中項目イでは「新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられ」たことを理解させるとある。また、「内容の取扱い」では「学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止」などが示されている。これらの改革を、実際の法の文言から学習することで、資料に基づいた考察と理解ができる。

#### **（8）大日本帝国憲法の内容から立憲制国家について考える学習**

第2学年の歴史的分野で、「大日本帝国憲法の内容から立憲制国家の成立について考える」という目標で学習をする。内容及び方法については、まず大日本帝国憲法の制定の経緯と条文を確認する。そして、大日本国憲法における天皇や議会、国民の権利の位置づけを確認し、「法律ノ範囲内」において言論や集会・結社の自由などが認められたことを理解する。さらに、議会の存在や国民の権利に関する規定が現在の政治と類似することに気付かせる。最後に、立憲制国家の成立の意義をノートにまとめさせる。

この授業に関わり、要領の大項目（5）の中項目ウでは、「立憲制の国家が成立して議会政治が始まる」ことを理解させるとある。また、「内容の取扱い」では立憲制や議会政治の「歴史上の意義や現代の政治とのつながりに気付かせるようにすること」とあり、解説には「当時アジアで唯一の立憲制の国家が成立したことに着目させ」とある。この授業例と合致している。

#### **（9）日本国憲法の内容から民主的な国づくりについて考える学習**

第3学年の歴史的分野の学習で、「日本国憲法の内容から民主的な国づくりについて考える」ことを目標に授業を行う。内容及び方法については、まず戦争を経た当時の日本人の立場から、政治に期待することを推測させる。その上で日本国憲法の第1条や第9条、第11条から、国民主権や平和主義、基本的人権の尊重という憲法の基本原則を読み取り、戦後の民主的な国づくりへの理念を理解する。そして、再び当時の日本人の立場からロールプレイを行い、平和への願いや国民の権利を求める思いが憲法に生かされているこ

とを理解する。最後に、日本国憲法の意義について個人でノートにまとめる。

この授業に関わり、要領では大項目（6）中項目アに「新しい日本の建設が進められたことを理解させる」とあり、解説には「平和と民主主義への期待などを背景に、日本国憲法の制定をはじめとして大きな改革が次々に進められ、現代の日本の骨組みが形成されたことに気付かせる」とある。この授業を通して、個人の尊厳や国民主権、法の支配といった憲法の基礎にある基本的な価値を、歴史的経緯から理解することができる。

## 5 おわりに―提示した授業例の意義―

以上の授業例を実践することで、法教育の機会は拡大し、生徒は法の基本的な価値と法の意義を理解できると考える。さらに、これらの授業を実際に行うことは、法教育の充実・発展のために3つの点で有用であると考えられる。

第一に、古代から現代までを網羅したため、歴史的分野を履修する第1学年から第3学年の春まで、継続した学習が可能になる。法教育の普及・発展のためには、年に一度だけの特別な授業ではなく、年間を通して法教育を行う必要がある。歴史的分野での継続した学習によって法の基本的な価値や法の意義を理解した上で、公民的分野で公正な判断やルール作りなどに関する学習を重ねることで、生徒の法に関する理解と実践力が高まると考える。

第二に、法教育は思考型の教育であるという特色を踏まえ、授業例では一貫して思考力・判断力・表現力を養う場面を設定した。知識を覚えることに偏重しないように配慮し、資料の内容を合理的に判断して考察する活動やグループで議論する活動、考えたことを発表する活動を取り入れた。

また、ほぼすべての授業例において、学習内容を指定された字数に合わせて一人一人にまとめさせる活動を設定した。そのねらいは、学習内容を個人に還元して定着させることにある。また、指定された文字数で学習内容の要約をすることは、言語活動を重視する要領の趣旨にも合致する。

第三に、示した授業例はいずれも特別な準備が必要なく、すぐに実践が可能である。このように取り組みやすく、かつ要領に沿った授業例を示すことは、法教育に取り組もうとする教師の意欲を喚起すると考える。

したがって、今回提案した法の歴史を学ぶ授業の実施によって、法教育は一層充実・発展すると考える。

学習指導案Ⅰ 「古代の律令から国家の仕組みがどのように整ったのかを考える学習」

【目標】 律令によって国家の仕組みがどのように整えられたのかを考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	大宝律令の概要	<p>日本で初めて、政治のしくみと刑罰を文章で定めた法律がつけられた。何年に何という法律がつけられたか</p> <p>教科書や資料集を使って調べさせ、ワークシートⅠの1に記入させる。</p> <p>○701年に大宝律令がつけられた。</p> <p>○「大宝」とは日本で初めて用いられた元号(国号)である。</p>	<p>大宝とは日本で初めて用いられた元号であることを説明する。</p> <p>大宝律令は現存せず、後の法令を参考に復元されたことを説明する。</p>
展開	律令の内容	<p>[学習課題] 律令によって国家の仕組みがどのように整えられたのかを考えよう</p> <p>律令ではどんなことが定められたか調べよう。</p> <p>ワークシートⅠの1(1)(2)に記入させる</p> <p>○中央では、二官八省という役所の組織が定められた。</p> <p>○地方は国・郡・里に分けられ、中央から貴族が国司として派遣された。</p>	<p>国司を中央から派遣するなど、中央集権的な制度であったことを説明する。</p> <p>現代の日本につながるような文書の様式が整えられたことを説明する。</p>
	律令の意義	<p>律令がつけられ、政治の内容や刑罰の内容が文章ではっきりと決められたことには、どんな意義があるか。</p> <p>個人の意見をワークシートⅠの2(1)に記入させ、その後グループで意見をまとめ、全体で意見交流をする。</p> <p>○政治を担当する人が変わっても、律令にしたがって同じような政治をつづけることができる。</p> <p>○聖徳太子のような有能な人物のアイディアに頼らなくても、律令を参考にして政治ができる。</p> <p>○犯罪の罰が決まっているので、勝手な判決がくだされないですむ。</p> <p>○罰のこわさがわかるので、犯罪が減る。</p>	<p>政治や裁判に関わる人が変わった場合という視点や、日常生活に関連させた視点から考えるように促す。</p>
まとめ	律令の意義をまとめる	<p>ワークシートⅠの2で考えた内容を参考に、律令がつけられたことの意義について、「安定」という語句を用いて、60字程度でノートにまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 明文化された大宝律令がつけられたことで、中央と地方の仕組みなど国家の形が整い、安定した政治や裁判が行えるようになった。</p>	<p>国家の制度が整い、安定した政治の実現が可能になることに言及させるようにする。</p>

## 律令によって国家の仕組みがどのように整えられたのかを考えよう

### 1. 日本の律令制度の内容を調べよう

701年（ ）…日本初の律令

(1) 中央（朝廷）の役所はどのように整備されたか

(2) 地方の制度はどのように整備されたか

(3) 刑罰…罪に応じた罰の内容が定められた。

(4) 文書主義…元号の使用や印鑑（はんこ）の使用など、役所で使う書類の形式が定められた。

### 2. 律令がつくられ、政治の内容や刑罰の内容が文章ではっきりと決められたことには、どんな意義があったか。

【考える視点1】政治や裁判に関わる人が変わった時のことを考える。

【考える視点2】日常生活に関連させて考える。(例)学校のきまりや家での約束事であれば…

(1) 自分の考え

(2) グループの考え

(3) 他のグループの考え

### 3. 上の2で考えた内容を参考に、大宝律令の意義について、60字程度でノートにまとめなさい。



学習指導案Ⅱ 「鎌倉時代の御成敗式目から武家政治の特色を学ぼう」

【目標】日本最初の武家法の内容から武家政治の特色について考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動(教師の指示・発問と生徒の予想される答え)	指導上の留意点
導入	御成敗式目(貞永式目)の概要	<p>日本で初めて武士のための法律が作られた。いつ、誰が、何という法律をつくったか。</p> <p>教科書や資料集を使って調べさせ、ワークシートⅡの1に記入させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鎌倉時代の1232年にできた。</li> <li>○3代執権の北条泰時がつくった。</li> <li>○法律の名前は御成敗式目(貞永式目)という。</li> </ul>	「いつ」については時代と西暦、「誰」については名前と職名を答えさせる。
展開	<p>御成敗式目の条文を活用して武家政治の特色について考察する</p> <p>守護の職務内容を逸脱した行動の禁止</p> <p>恩賞の重要性</p> <p>源頼朝が認めた先例の重要性</p>	<p>[学習課題] 御成敗式目の内容から武家政治の特色について考えよう</p> <p>御成敗式目の第3条が定められた理由を考えよう</p> <p>ワークシートⅡの2(1)に記入させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○守護の中に、本来の警察のような仕事以外の、税を集めたり一国を支配したりする者がいたから。</li> <li>○荘園領主や国司の中に、守護の行動で困っていた人がいたから。</li> </ul> <p>なぜ第7条や第48条のような内容が定められたか、その理由を考えて書きなさい。</p> <p>ワークシートⅡの2(2)に記入させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将軍などからもらった恩賞は特別重要だから。</li> <li>○御恩と奉公の関係は大切だから。</li> </ul> <p>第8条や第23条に、「頼朝公」という表現がある意味は何か。</p> <p>ワークシートⅡの2(3)に記入させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○初代将軍の源頼朝の権威を利用し、鎌倉幕府や執権の北条氏の権威を高めるため。</li> <li>○以前から決まっていること(先例)が重要であることを示すため。</li> </ul>	<p>守護の行動に問題があったため、本来の職務を逸脱する行為が禁止されたと推測させる。</p> <p>御恩と奉公に基づく主従関係から考えさせたり、日常生活でのプレゼントや賞状などを参考に考えさせたりする。</p> <p>「先例」や「権威」という言葉は、状況に応じて教師から提示する。</p>
まとめ	御成敗式目の意義をまとめる	<p>ワークシートⅡの2で考えた内容を参考に、御成敗式目の意義について、60字程度でノートにまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 御成敗式目を制定することで、貴族とは異なる武士の慣習を明文化してトラブルを防ぐと共に、将軍や幕府の権威を高めようとした。</p>	律令の学習で学んだ明文化の意義についても参考にさせる。

## 日本初の武家法から武家政治の特色を考えよう

### 1. 日本初の武家法の基本情報を調べよう

- ①いつ?→( )  
 ②誰が?→( )  
 ③何という法律を?→( )

### 2. 御成敗式目から武士の政治について考えよう

#### 【第3条】

頼朝公が決められて以来、守護の仕事は大番催促(おおばんさいそく。京都の警護のこと)と、謀反人(むほんにん)と、殺人犯の取りしまりである。さらに、夜討ち(ようち。夜に人家を押し入って物を奪うこと)、強盗、山賊、海賊のとりしまりもある。守護の中には代官を村々に送り勝手に村人を思うがままに使ったり税を集める者もいる。また国司でもないのに地方を支配し、地頭でもないのに税をとったりする者がいる。それらは全て違法の行いであり禁止する。

#### 【第7条】

頼朝公をはじめ源家三代の将軍のとき、および二位殿(にいどの。北条政子のこと)の時に御家人に与えられた領地は、荘園領主などの訴えがあっても権利を奪われることはない。

#### 【第8条】

頼朝公が取り決めたように御家人が20年間支配した土地は、元の領主に返す必要はない。しかし、実際には支配していないのに、支配していたと偽った者は証明書を持っていても、その取り決めは適用されない。

#### 【第23条】

夫婦に子供が無く、夫が死んでしまった後に養子をむかえ領地を相続させることは、頼朝公の時から認められていることであり何ら問題はない。

#### 【第48条】

御家人が先祖代々支配していた所領を売ることは問題がないが、恩賞として将軍から与えられた土地を売買することは禁止する。これを破った者は売った者も買った者もともに罰する。

(1) 上の条文の内、なぜ第3条のような内容が定められたか、その理由を考えて書きなさい。

(2) なぜ第7条や第48条のような内容が定められたか、その理由を考えて書きなさい。

(3) 第8条や第23条に、「頼朝公」という表現がある意味は何か。考えて書きなさい。

3. 上の2で考えた内容を参考に、御成敗式目の意義について、60字程度でノートにまとめなさい。

学習指導案Ⅲ 「中世の勘合貿易を通して外国とのルールについて考える学習」

【目標】 勘合貿易を通して外国とのルールについて考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	だまされないための方法	もし「ふりこめ詐欺」の電話がかかってきたら、だまされないためにどうするか。 ロールプレイを行って確認する。 ○電話の相手が本物か証明させる。 ○証明できない場合は相手にしない。	教師が「ふりこめ詐欺」の犯人役になり、ロールプレイをする。  倭寇は日本人を中心に様々な国の人間が加わっていたことを補足する。
	倭寇の概要	室町時代の倭寇について調べなさい。 教科書を使って調べさせ、ワークシートⅢの1に記入させる。 ○倭寇とは朝鮮や中国で活動した海賊のことである。 ○商人になりすまして略奪などをしていた。	
展開	倭寇の対処法としての勘合の使用	[学習課題] 勘合貿易から日本と外国のルールについて考えよう 室町幕府と明は、倭寇の問題をどのように解決したか。 教科書を使って調べさせ、ワークシートⅢの2に記入させる。 ○民間の海外貿易を禁じ、国の管理の下で貿易を許可するようにした。 ○正式な貿易船の証明として勘合という合い札を与え、倭寇と区別した。	勘合の仕組みについて、合い札を用意して実演し、その意義を実感させる。  歴史的事実在即したセリフになるように机間巡視をしながら指導する。
	勘合の意義	勘合を使ったことによる影響を、それぞれの立場で考え、セリフを書こう。 生徒を倭寇・商人・足利義満・明の皇帝の4つのグループに分け、それぞれの立場からセリフをワークシートⅢの3に記入させ、ロールプレイで交流する。 (倭寇)「商人のふりができなくなったから、困った」 (商人)「倭寇に商品を奪われなくなって助かった」 (足利義満)「これで明と安心して貿易をできるようになって、貴重なものを手に入れることができる」 (明の皇帝)「倭寇がいなくなり、国の管理の下で落ち着いて貿易ができるからよかった」 同じく倭寇に苦しめられた朝鮮ではどんな対策をとったか。 ○取り締まりを幕府に求め、略奪をしない者には貿易を許可した。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まとめ</p>	<p>外国との間でのルールづくりのポイント</p>	<p>勘合の例を通して、外国との間でルールをつくる時に大切なことは何か考えよう。</p> <p>「～のように…が大切」という形式を指定し、学習した歴史的事実をもとにルールづくりにおけるポイントを考えさせ、ワークシートⅢの5に記入させる。</p> <p>[課題解決の姿]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易の利益のように、お互いが得をするようなルールづくりが大切である。</li> <li>○倭寇のように、共通する悩みを明らかにすることが大切である。</li> <li>○勘合のように、お互いが協力する解決策にすることが大切である。</li> </ul>	<p>後の時代の条約や外交の学習にもつながるように、外国とのルールづくりのポイントを考えさせる。</p>
--	---------------------------	---	--

## 勘合貿易から日本と外国のルールについて考えよう

ウォーミングアップ. もし「ふりこめ詐欺」の電話がかかってきたら、だまされないためにどうするか？

1. 倭寇とは何か。教科書の記述をもとに調べよう。

2. 倭寇にどのように対処したか？

室町幕府と明は、倭寇の問題をどのように解決したか。教科書から調べてまとめなさい。

3. 勘合を使ったことによる影響を、それぞれの立場で考え、セリフを書こう。

(1) 倭寇

(2) 商人

(3) 足利義満

(4) 明の皇帝

4. 同じく倭寇に苦しめられた朝鮮ではどんな対策をとったか。

5. 勘合の例を通して、外国との間でルールをつくる時に大切なことは何か考えよう。

※下の「～のように」の部分には、今日の授業で学習した言葉を入れるようにしよう。

のように

大切である。

学習指導案Ⅳ 「分国法から戦国大名の特色を考える学習」

【目標】分国法を通して自らの実力で領国を支配した戦国大名の特色を考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	戦国大名の支配の概要	<p>戦国大名の支配について調べよう。</p> <p>教科書や資料集を使って調べさせ、ワークシートⅣの1に記入させる。</p> <p>○戦国大名は室町幕府などの権威にたよらずに、自分の実力で一国を支配する大名のこと。</p> <p>○領国のみ通用する独自の分国法をつくり、城下町に家臣や商人を集住させた。</p>	小学校における既習事項を活用しながら指導する。
展開	<p>分国法の内容確認</p> <p>分国法の各条文のねらい</p> <p>分国法をつくる条件</p>	<p>[学習課題] 分国法から戦国大名の特色を考えよう</p> <p>分国法はどのような内容だったのか。</p> <p>武田信玄の「甲州法度之次第」の一部を確認する。</p> <p>「甲州法度之次第」の3つの条文のねらいをグループごとに考えなさい。</p> <p>ワークシートⅣの3に記入させる。</p> <p>○私闘の禁止（けんか両成敗）は、勝手に武力を使ってトラブルを解決することを禁止するため。</p> <p>○恩賞の領地を売ることの禁止は、御成敗式目と同じく恩賞は特別重要で、勝手に売ると権威が下がるかもしれないから。</p> <p>○他国への贈り物や手紙の禁止は、裏切りや下剋上を防ぐため。</p> <p>鎌倉時代の守護や室町時代の守護大名は、分国法をつくらなかったが、戦国大名はつくることができた。その違いは何か。分国法をつくるために必要な力をグループで考えなさい。</p> <p>ワークシートⅣの4に記入させ、発表させる。</p> <p>○一国全体を支配する力が必要。</p> <p>○軍事力だけでなく、違反者を罰する権限も必要。</p> <p>○戦国大名には法律をつくる力もあった。</p>	鎌倉時代の「御成敗式目」での学習内容（指導案Ⅱの内容）を思い出させる。 戦国時代の特色である下剋上の風潮を踏まえて考えさせる。
まとめ	分国法から戦国大名の支配の特色をまとめる	<p>分国法の内容をふまえながら、戦国大名の支配の特色についてノートに80～100字でまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 戦国大名は、実力で国を支配した。支配を強めるために、分国法をつくって家臣をとりしまり、勝手に武力でトラブルを解決することを禁じ、下剋上を防ぎ、自分の権威を高めようとした。</p>	分国法の内容に触れるようにさせる。

## 分国法を通して戦国大名の特色を考えよう

### 1. 戦国大名の支配について調べよう

戦国大名…室町幕府などの権威にたよらずに、自分の実力で一国を支配する大名

- ・領国のみ通用する独自の法（① ）をつくる
- ・（② ）をつくり、家臣や商人を集住させる  
例）北条氏の（③ ）、朝倉氏の（④ ）
- ・キリスト教に改宗した（⑤ ）もいる…貿易の利益を得られる  
例）九州の大村純忠

### 2. 「甲州法度之次第」について（一部の要約）

「甲州法度之次第」…（⑥ ）が作成。

- 一、けんかをした者は、どのような理由があろうとも処罰する。【A】
- 一、主君から御恩として与えられた領地は、理由もなく売ることを禁止する。【B】
- 一、許可を得ないで、他国へ贈り物や手紙を送ることは、すべて禁止する。【C】

### 3. 「甲州法度之次第」の3つの条文のねらいをグループごとに考えなさい。

【A】

【B】

【C】

### 4. 分国法をつくるには？

鎌倉時代の守護や室町時代の守護大名には、分国法をつくらなかったが、戦国大名はつくることができた。その違いは何か。分国法をつくるために必要な力をグループで考えなさい。

### 5. 分国法の内容を踏まえながら、戦国大名の支配の特色についてノートに80～100字でまとめなさい。

学習指導案V 「武家諸法度の内容の変化を通して近世の特色を考える学習」

【目標】 武家諸法度の内容の変化を通して、戦乱のない時期の政治方針の変化について考える（思考・判断・表現）

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	武家諸法度について確認	<p>武家諸法度とは何か。</p> <p>○江戸時代の1615年にできた武士に関する法律。 ○将軍の代替わりごとに出された。</p>	既習事項について確認する。
展開	武家諸法度の比較	<p>〔学習課題〕 武家諸法度の変化から江戸幕府の政治方針の変化について考えよう。</p> <p>2つの武家諸法度を比較しよう</p> <p>ワークシートVの1を読み、元和令と天和令の内容を確認する。</p>	「忠孝」など難解な語句については、漢字から意味を推測させる。
	武家諸法度の変更点	<p>2つの武家諸法度を比較して、徳川綱吉のころに変更された点を述べなさい。</p> <p>ワークシートVの2に記入させる。</p> <p>○武士が努力すべきことが、「文武弓馬の道」から「学問、武芸、忠孝、礼儀正しく」に変化している。 ○以前は武芸の重視だったが、武芸と並び学問・忠孝・礼儀が重要とされている。</p>	武家諸法度の最初の一文は、出した将軍が最も重視する内容であることをふまえて考えさせる。
	武家諸法度の内容が変更した理由	<p>なぜ武家諸法度の内容が変化したのか、理由をグループで考えなさい。</p> <p>ワークシートVの3に記入させる。</p> <p>○平和な時代に入り、「武」が優先されなくなったから。 ○徳川綱吉は忠孝や礼儀を重視したから。</p>	これまでの江戸時代の学習内容から、大きな戦乱がなかったことに気付かせる。
	実際の政治の変化	<p>新しい武家諸法度の下で徳川綱吉が行った政治についてまとめなさい。</p> <p>ワークシートVの4に記入させる。</p> <p>○学問や忠孝、礼儀を重視する中で、生類憐みの令を出し、湯島に聖堂を建てた。</p>	極端な道德の重視が反発を招いたことにも気付かせる。
まとめ	武断政治から文治政治への転換についてのまとめ	<p>変化した武家諸法度の内容をふまえながら、徳川綱吉の政治について80～100字でまとめなさい。</p> <p>〔課題解決の姿〕 平和な時代が続いたことで、5代将軍徳川綱吉は武力でおさえつける政治から学問や忠孝、礼儀を重視する政治へと変更し、儒学を盛んにした。しかし、極端な動物愛護を強いる生類憐みの令も出し、反発を招いた。</p>	武家諸法度の内容の変化に触れながらまとめをさせる。





学習指導案VI 「独立宣言と人権宣言から市民革命の意義を考える学習」

【目標】独立宣言や人権宣言から、自由や平等の権利が保障されるようになった意義を考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	アメリカ独立革命とフランス革命の概要	<p>2つの市民革命の流れを調べよう。</p> <p>教科書を使って調べさせ、ワークシートVIの1に記入させる。</p> <p>○アメリカ独立革命では1776年に独立宣言が出された。</p> <p>○フランス革命では1789年に人権宣言が出された。</p>	
展開	<p>独立宣言と人権宣言の共通点</p> <p>独立宣言と人権宣言の歴史的意義</p>	<p>[学習課題] 独立宣言や人権宣言をもとに市民革命の歴史的意義について考えよう</p> <p>独立宣言と人権宣言を比較し、共通する語句を見つけなさい。</p> <p>ワークシートVIの2に記入させる</p> <p>○「自由」「平等」「権利」「人」などの語句が共通する。</p> <p>「人」には「自由」で「平等」な「権利」があると法で定められたことの歴史的な意義を考えよう。</p> <p>個人の意見をワークシートVIの3に記入させ、その後グループで意見をまとめ、全体で意見交流をする。</p> <p>○王様が絶大な権力をもつことを改めて、市民が権利をもつことを定めた意義がある。</p> <p>○人が平等で自由に生きる権利をもつことを初めて法で示したという意義がある。</p>	<p>共通する語句に印をつけさせるようにする。</p> <p>革命以前の絶対王政の状況と比較させながら考えさせる。</p>
まとめ	<p>独立宣言と人権宣言から考える市民革命の意義</p> <p>人権保障のための今後の課題</p>	<p>市民革命の意義について、「自由」「平等」「権利」という語句を用いて80～100字でまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 市民革命では、宣言という形で法を制定することで、自由や平等の権利をすべての人がもつことを明確にした。これによって、王が絶対的な権力をもつ社会から、市民が権利を使って政治をする社会へと変化した。</p> <p>宣言にある「人」はすべての人を指しているのだろうか。</p> <p>○女性や外国人、貧しい労働者、奴隷などは含まれていなかったため、彼ら・彼女らの権利を保障するのが後の時代の課題になる。</p>	<p>市民革命の一つの到達点が独立宣言や人権宣言であることを確認させる。</p> <p>後の社会権の制定や労働運動・女性運動への展開の背景を理解させる。</p>

## 2つの宣言から市民革命の歴史的意義を考えよう

### 1. 2つの革命の流れを調べよう

#### アメリカ独立革命

17世紀～ イギリスが北アメリカに植民地を建設  
18世紀後半 イギリスによる植民地への課税を強化に、アメリカの市民が反発  
「代表なくして課税なし」  
1773 (①) 事件  
1775 独立戦争…司令官(②) )  
ヨーロッパ諸国の支援も得て勝利  
1776 (③) 宣言  
1787 (④) 憲法…世界初の憲法

#### フランス革命

1789  
三部会(議会)…聖職者・貴族・平民  
決裂し、平民が(⑤) 議会をつくる  
国王の武力による抑圧に反発  
市民がバスティーユ牢獄を襲撃、政治犯解放  
～(⑥) 革命の始まり  
国民議会在(⑦) 宣言を発表

### 2. 下の2つの宣言を比較し、共通する語句を見つけなさい。

#### 独立宣言

すべての人間は平等につくられている。神によって、生存、自由、幸福の追求を含む、おかしてはならない権利を与えられている。これらの権利を確実なものとするために、人は政府という機関をもつ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている。

#### 人権宣言

第1条(自由・権利の平等)  
人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない。

共通する語句は？

### 3. 上の2のような語句が法に記された歴史的な意義を考えなさい。

(1) 自分の考え

(2) グループの考え

(3) 他のグループの考え

### 4. 市民革命の意義について、上の2で確認した語句を使って80～100字でまとめなさい。

学習指導案Ⅶ 「明治政府の法整備から近代国家の特色を考える学習」

【目標】 明治政府の法整備から近代国家の特色を考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	明治政府による法整備の概要	<p>明治政府はどんな新しい制度をつくったか。</p> <p>教科書や資料集を使って調べ、発表させる。</p> <p>○廃藩置県や四民平等、解放令、地租改正、学制、徴兵令など様々な改革を行った。</p>	小学校における既習事項を活用する。
展開	<p>地租改正・解放令・学制の徴兵令の趣旨</p> <p>明治政府の改革の方向性</p>	<p>[学習課題] 明治政府の法整備から近代国家の特色を考えよう</p> <p>地租改正・解放令・学制・徴兵令のそれぞれのねらいを、条文から読み取って答えなさい。</p> <p>グループごとに担当を決め、ワークシートⅦの1に記入させる。</p> <p>○地租改正には、政府が安定した税収を手に入れるというねらいがあった。</p> <p>○解放令は、えた・ひにんとされた人々を平民にすることで、国民を同じ身分とするねらいがあった。また、税や徴兵を課すねらいもあった。</p> <p>○学制は、貧富の差などに関係なく国民全てに教育を受けさせるねらいがあった。</p> <p>○徴兵令は、全ての国民を兵隊にして国のために尽くさせるねらいがあった。</p> <p>明治政府はどんな国を目指していたと考えられるか。</p> <p>ワークシートⅦの2に記入させる。</p> <p>○国民としてまとまりのある国。</p> <p>○国民すべてに同じ税をかけ、同じ教育をし、同じ兵隊として国の役に立たせる国。</p>	<p>条文の難解な語句については説明を加える。</p> <p>解放令については被差別身分が法律上廃止されたことの意味から法の趣旨を考えさせる。また、解放令後も現実には差別が残ったことを説明する。</p> <p>地租改正・解放令・学制の徴兵令の趣旨から考えさせる。</p>
まとめ	明治政府の諸改革の意義	<p>明治政府の定めた法の趣旨を踏まえながら、明治政府の目指した国の方向性について、ノートに80～100字でまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 明治政府は、江戸時代とはちがって国民として1つにまとまった国づくりを目指した。そのために、平民はすべて平等にし、国民すべてに安定した税をかけ、同じ内容の教育をし、男子すべてを軍隊に入れるなどの改革を行った。</p>	近代の国民国家を目指したことを理解させる。

## 明治政府の法整備から近代国家の特色を考えよう

1. 地租改正・解放令・学制・徴兵令のそれぞれのねらいを、条文から読み取って答えなさい。

【地租改正】租税は国の大事であるが、これまではその方法が一定せず、税率の軽い重いがあった。よって公平画一にするために地租改正法を公布する。

ねらい

【解放令】えた・ひにんという呼び方を廃し、身分・職業共に平民と同様とする。

ねらい

【学制】これからは、一般の人民（華士族卒農工商及び婦女子）については、必ず村に不学の家なく、家に不学の人ないようにすることを期待する。

ねらい

【徴兵令（徴兵告諭）】人たるもの、もとより心も力も尽して国に報いるべきである。西洋人は徴兵制度を称して「血税」という。その生血をもって国に報いるという意味である。…日本古来の軍制を補い、陸海の二軍を常備し、全国民の20歳以上の男子はすべて兵籍に編入し、国家の危急に備えるべきである。

ねらい

2. 1の法令の内容を総合して判断すると、明治政府はどんな国を目指していたと考えられるか。

国

3. 明治政府の定めた法の趣旨を踏まえながら、明治政府の目指した国の方向性について、ノートに80～100字でまとめなさい。

学習指導案Ⅷ 「大日本帝国憲法の内容から立憲制国家について考える学習」

【目標】大日本帝国憲法の内容から立憲制国家の成立について考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	大日本帝国憲法成立までの流れ	<p>アジア初の近代的な憲法が成立するまでの流れを調べよう</p> <p>教科書や資料集を使って調べさせ、ワークシートⅧの1に記入させる。</p> <p>○伊藤博文は君主権の強いプロイセンの憲法を参考に、大日本帝国憲法をつくった。</p>	プロイセンの政治の特色（ビスマルクによる鉄血政策）について補足説明をする。
展開	天皇の位置づけ	<p>[学習課題] 大日本帝国憲法の歴史的な意義について考えよう</p> <p>憲法では、天皇はどのように位置づけられているか。</p> <p>ワークシートⅧの2（1）に記入させる。</p> <p>○天皇は主権者で、万世一系の神聖な存在とされる。</p> <p>○天皇は統治権をもち、軍の統帥や宣戦、講話、条約の締結などを行う。</p>	神権的な要素だけでなく、立憲的な要素があることに気付かせる。
	国民の権利	<p>憲法では、国民はどのように位置づけられているか。</p> <p>ワークシートⅧの2（2）に記入させる。</p> <p>○「法律の範囲内」という制限はあるが、国民には言論や集会・結社の自由が認められた。</p> <p>○条件付きだが信教の自由が認められた。</p>	制約はあるものの、自由件が認められていることに気付かせる。
	議会の位置づけ	<p>憲法では、議会はどのように位置づけられているか。</p> <p>ワークシートⅧの2（3）に記入させる。</p> <p>○法律はすべて議会の「協賛」が必要とされ、ある程度立法権が認められた。</p>	「協賛」の意味については教師から説明が必要な場合もある。
	日本国憲法との類似点	<p>大日本帝国憲法が現代の政治と類似することは何か。</p> <p>ワークシートⅧの3に記入させる。</p> <p>○議会がある。</p> <p>○言論や集会・結社の自由、信教の自由がある。</p> <p>○条約の締結や法律についての説明がある。</p>	相違点は日本国憲法の学習で行うため、類似点を考えさせる。
まとめ	大日本帝国憲法の意義	<p>大日本帝国憲法の歴史的な意義について、条文の内容を参考に、ノートに80～100字でまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 憲法では制限はあるが国民の自由な権利が認められた。また、天皇は大きな権限をもつが、その権限の内容は憲法に定められた。さらに、議会で法律をつくる権限も認められた。したがって、日本はアジア初の憲法と議会をもつ近代的な立憲国家になった。</p>	近代的な立憲国家になった点に触れさせるようにする。

## 大日本帝国憲法の歴史的な意義について考えよう

## 1. 大日本帝国憲法が制定されるまでの流れ

- (①) …ヨーロッパを視察、君主権の強い(②) の憲法を研究  
憲法草案作成、(③) で非公開の審議  
1889年2月11日 (④) 発布

## 2. アジア初の近代憲法の特徴を知ろう

- 第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス  
第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス  
第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行ウ  
第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス  
第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス  
第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス  
第29条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス  
第37条 凡テ法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経ルヲ要ス

(1) 憲法では、天皇はどのように位置づけられているか。

(2) 憲法では、国民の権利はどのように位置づけられているか。

(3) 憲法では、議会はどのように位置づけられているか。

## 3. 現代とのかかわり

大日本帝国憲法の内容で、現代の政治と類似することを書きなさい。

4. 大日本帝国憲法の歴史的な意義について、条文の内容を参考にノートに80～100字でまとめなさい。

学習指導案IX 「日本国憲法の内容から民主的な国づくりについて考える学習」

【目標】日本国憲法の内容から民主的な国づくりについて考える。(思考・判断・表現)

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	敗戦後の日本人の感覚	<p>戦争の経験から当時の日本人はどんな思いをもったのだろうか。</p> <p>ワークシートIXの1に記入させ、ペアでロールプレイを行う。</p> <p>○もう戦争はこりごりだ。</p> <p>○戦争のために家族や仕事や財産をうばわれたくない。</p>	敗戦直後の日本人の立場から気持ちを推測させる。
展開	<p>日本国憲法の特色（三大原則）</p> <p>日本国憲法公布時の日本人の感覚</p>	<p>[学習課題] 日本国憲法の内容から新しい国の方向性について考えよう</p> <p>当時の日本人の思いは、日本国憲法にどのように生かされたのか。日本国憲法の条文から、戦後の日本が目指した国の姿を考えよう。</p> <p>ワークシートIXの2に記入させる。</p> <p>○第1条から、天皇は象徴とし、国民主権の国を目指したことがわかる。</p> <p>○第9条から、平和のために軍隊をなくし、戦争をしない国を目指したことがわかる。</p> <p>○第11条から、基本的人権を永久の権利として認め、人権を明確に保障する国を目指したことがわかる。</p> <p>当時の日本人の立場から、日本国憲法が公布された時の気持ちを考えよう。</p> <p>ワークシートIXの3に記入させ、ペアでロールプレイを行う。</p> <p>○権利がしっかりと認められていて、うれしい。</p> <p>○この憲法があれば、もう戦争で苦しまなくて良い。</p> <p>○国民主権なので、責任が大きい。</p>	<p>条文にある「希求」「威嚇」「享有」などの難解な語句については説明を加える場合もある。</p> <p>当時の日本人の立場から気持ちを推測させる。</p> <p>権利に伴って責任が生じることに気付かせる。</p>
まとめ	日本国憲法の意義	<p>日本国憲法の意義について、当時の日本人の気持ちを踏まえながら、ノートに80～100字程度でまとめなさい。</p> <p>[課題解決の姿] 戦争で辛い思いをした日本人にとって、日本国憲法で戦争をしない平和主義を定め、基本的人権を永久の権利として保障し、国民主権が定められたことは、大きな価値があり、平和で民主的な国を求める思いが反映されていた。</p>	ロールプレイや条文の解釈の内容を反映させるようにする。



## 日本国憲法から戦後の日本の方向性を考えよう

1. 敗戦後、戦争の経験から当時の日本人はどんな思いをもったのだろうか。当時の日本人の立場で考えよう。

2. 日本国憲法の条文から、戦後の日本が目指した国の姿を考えよう

### 第1条[天皇の地位・国民主権]

天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

国を目指した

### 第9条[戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認]

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国を目指した

### 第11条[基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

国を目指した

3. 当時の日本人の立場から、日本国憲法が公布された時の気持ちを考えよう。

4. 日本国憲法の意義について、当時の日本人の気持ちを踏まえながら、ノートに80～100字程度でまとめなさい。

授業例と中学校学習指導要領との対応表

(授業例での学習内容と関連が深い箇所に筆者が下線を引いた。)

授業例	中学校学習指導要領の「内容」との関連	中学校学習指導要領の「内容の取扱い」との関連	中学校学習指導要領の解説との関連
<p>える学習 がどのように整ったのかを考</p> <p>(1) 古代の律令から国家の仕組み</p>	<p>律令国家の確立に至るまでの過程, 摂関政治などを通して, 大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ, その後, 天皇や貴族の政治が展開したことを理解させる。(大項目(2)「古代までの日本」の中項目イ)</p>	<p>イの「<u>律令国家の確立に至るまでの過程</u>」については, 聖徳太子の政治, 大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を, 小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせるようにすること。</p>	<p>「<u>律令国家の確立に至るまでの過程</u>」については, 「聖徳太子の政治, 大化の改新」(内容の取扱い)などについて, 小学校での学習の単なる繰り返しにならないよう留意し, その学習内容を有効に活用しながら, <u>我が国が律令国家として形づくられていったことを大きくとらえさせる</u>。なお, このころ初めて大化という元号が使われたことに触れる。</p>
<p>政治の特色を考える学習</p> <p>(2) 鎌倉時代の御成敗式目から武家</p>	<p>鎌倉幕府の成立, 南北朝の争乱と室町幕府, 東アジアの国際関係, 応仁の乱後の社会的な変動などを通して, <u>武家政治の特色を考えさせ, 武士が台頭して武家政権が成立し, その支配が次第に全国に広まるとともに, 東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる</u>。(大項目(3)「中世の日本」の中項目ア)</p>	<p>「<u>武家政治の特色</u>」については, <u>主従の結び付きや武力を背景にして次第にその支配を広げていったことなど, それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること</u>。</p>	<p>「<u>鎌倉幕府の成立</u>」「南北朝の争乱と室町幕府」については, <u>御家人制度を基盤とする鎌倉幕府が成立し, その後南北朝の争乱の中で室町幕府が成立するという動きを通じて, 次第に武士が大きな力をもってきたことに気付かせる</u>。</p>
<p>のルールについて考える学習</p> <p>(3) 中世の勘合貿易を通して外国と</p>	<p>鎌倉幕府の成立, 南北朝の争乱と室町幕府, 東アジアの国際関係, 応仁の乱後の社会的な変動などを通して, 武家政治の特色を考えさせ, 武士が台頭して武家政権が成立し, その支配が次第に全国に広まるとともに, <u>東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる</u>。(大項目(3)「中世の日本」の中項目ア)</p>	<p>アの「<u>東アジアの国際関係</u>」については, 元寇, <u>日明貿易</u>, 琉球の国際的な役割などを取り扱うようにすること。</p>	<p>「<u>東アジアの国際関係</u>」については, 「元寇, <u>日明貿易</u>, 琉球の国際的な役割などを取り扱う」(内容の取扱い)ようにし, <u>この時代の東アジア世界との密接なかかわりや, それが国内に及ぼした影響などに気付かせる</u>。</p>

授業例	中学校学習指導要領の「内容」との関連	中学校学習指導要領の「内容の取扱い」との関連	中学校学習指導要領の解説との関連
<p>(4)分国法を通して戦国大名の特色を考える学習</p>	<p>戦国の動乱, ヨーロッパ人来航の背景とその影響, 織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係, 武将や豪商などの生活文化の展開などを通して, <u>近世社会の基礎がつくられていったことを理解させる。</u>(大項目(4)「近世の日本」の中項目ア)</p>		<p>「戦国の動乱」については, <u>戦国大名が各地に割拠し, 自らの力で領国を支配して分国法を定めたり, 城下町を形成して産業の振興に努めたりしたことなどに気付かせる。</u></p>
<p>(5)武家諸法度の内容の変化を通して近世の特色を考える学習</p>	<p>江戸幕府の成立と大名統制, 鎖国政策, 身分制度の確立及び農村の様子, 鎖国下の対外関係などを通して, <u>江戸幕府の政治の特色を考えさせ, 幕府と藩による支配が確立したことを理解させる。</u>(大項目(4)「近世の日本」の中項目イ)</p>	<p>「江戸幕府の政治の特色」については, <u>その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたことなど, それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。</u></p>	<p>「江戸幕府の政治の特色」については, 「その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えた」(内容の取扱い)ことなど, <u>中世から近世への転換の様子を, 中世の武家政治との違いに着目して考察し, 自分の言葉で表現できるようにさせる。</u></p>
<p>(6)独立宣言と人権宣言から市民革命の意義を考える学習</p>	<p>欧米諸国における市民革命や産業革命, アジア諸国の動きなどを通して, <u>欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解させる。</u>(大項目(5)「近代の日本と世界」の中項目ア)</p>	<p>アの「市民革命」については<u>欧米諸国における近代社会の成立という観点から, 「産業革命」については工業化による社会の変化という観点から, 「アジア諸国の動き」については欧米諸国の進出に対するアジア諸国の対応と変容という観点から, それぞれ代表的な事例を取り上げるようにすること。</u></p>	<p>「市民革命」については, 「欧米諸国における近代社会の成立という観点」(内容の取扱い)から, <u>フランス革命などを取り上げ, 近代民主政治への動きが生まれたことに気付かせる。</u></p>

授業例	中学校学習指導要領の「内容」との関連	中学校学習指導要領の「内容の取扱い」との関連	中学校学習指導要領の解説との関連
(7) 明治政府の法整備から近代国家の特色を考える学習	<p>開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、<u>明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。</u>(大項目(5)「近代の日本と世界」の中項目イ)</p>	<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、<u>廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。</u>「新政府による改革の特色」については、欧米諸国とのかかわりや<u>社会の近代化など、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること</u></p>	<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「<u>廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定</u>」(内容の取扱い)などを取り扱い、<u>学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付かせる。</u>「新政府による改革の特色」については、「<u>欧米諸国とのかかわりや社会の近代化など</u>」(内容の取扱い)、<u>近世から近代への転換の様子を、近世の政治や社会との違いに着目して考察し、自分の言葉で表現できるようにさせる。</u></p>
家について考える学習	<p>自由民権運動、<u>大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを通して、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。</u>(大項目(5)「近代の日本と世界」の中項目ウ)</p>	<p>「<u>立憲制の国家が成立して議会政治が始まる</u>」については、<u>その歴史上の意義や現代の政治とのつながりに気付かせるようにすること。</u></p>	<p>「自由民権運動」「<u>大日本帝国憲法の制定</u>」については、自由民権運動の全国的な広まり、政党の結成、憲法の制定過程とその内容の特色を扱うようにする。その際、<u>大日本帝国憲法の制定によって当時アジアで唯一の立憲制の国家が成立したことに着目させ、立憲制の国家が成立して議会政治が始まったことの「歴史上の意義や現代の政治とのつながり」</u>(内容の取扱い)に気付かせる。</p>
学的な国づくりについて考える学習	<p>冷戦、<u>我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。</u>(大項目(6)「現代の日本と世界」の中項目ア)</p>	<p>アについては、<u>国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したこと</u>に<u>気付かせるようにすること。</u>「第二次世界大戦後の諸改革の特色」については、<u>新たな制度が生まれたことなどに着目して考えさせるようにすること。</u></p>	<p>「<u>我が国の民主化と再建の過程</u>」については、<u>戦後の混乱の中で、国民の貧しさからの解放の願いや平和と民主主義への期待などを背景に、日本国憲法の制定をはじめとして大きな改革が次々に進められ、現代の日本の骨組みが形成されたことに気付かせる。</u></p>